

## 佐渡市立河崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月10日策定

平成26年11月26日改訂

平成30年 3月28日改訂

令和 元年 9月11日改定

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）及び重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

（※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

### 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるようする。また、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、組織的にいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は迅速かつ適切に、毅然とした態度で対処するため、いじめ防止基本方針を定め、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

なお、いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等の意見を参考に制定するとともに、可能な限り児童の意見を取り入れる等、いじめ防止について、児童の主体的、積極的な参加ができるように留意する。また、策定した方針については、ホームページ上で公開するなど、周知を図る。

### 3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。また、教師自身が言語環境を整えるとともに人権意識の向上を図らなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

#### 4 「いじめ」の未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

また、インターネットによるいじめは、目に触れにくく発見しにくい。そのため、情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを児童に身に付けさせるとともに、教師自身も情報手段（機器）について研修する必要がある。

以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・基礎的・基本的事項の徹底習得（河小タイムの有効活用）
  - ・かかわり合い、学び合える場の工夫（言語活動の充実・校内研修の充実）
  - ・なかよしアンケートにおける授業評価項目の設定
- (2) 学習規律の徹底
  - ・「河小のきまり」による全校体制づくり
  - ・中学校区共通の重点項目設定
- (3) 学級集団づくり
  - ・全学年でのエンカウンター実施
  - ・ポプラっ子タイムの活用
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・豊かな体験活動、地域とのかかわり活動の設定
  - ・クリーン作戦やフラワー作戦の実施
- (5) 児童会活動の充実
  - ・あいさつ運動の実施
  - ・全校集会活動の主体的な運営
  - ・委員会活動の充実
  - ・縦割り班で異学年交流するまるもりタイムの実施
- (6) 人権学習、道徳教育の推進
  - ・「生きる」シリーズ等を活用した人権・同和教育に関する指導案の作成
  - ・参観日における全校「道徳の時間」の実施
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解（職員研修）
- (7) 情報モラル教育の充実と推進
  - ・ネットワーク上のルールや安全な活用方法等指導の実施
  - ・ネットワーク犯罪の現状と課題理解（職員研修）

#### 5 「いじめ」の早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に危機意識をもち、意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) あいさつ運動における児童との交流
  - ・児童の登校時には、職員（管理職を含む）が校門付近に立つ
  - ・登校した子どもたちと一緒に、登校してくる子どもとあいさつを交わす
  - ・児童の朝の様子を複数の職員で観察する
- (2) 全職員間での情報の共有
  - ・「子どもを語る会」を月1回実施し、全学級の様子について語り合う
  - ・生活指導上、気になる問題が生じた際は、職員朝会を活用して情報提供を行う
- (3) 日常観察の重視
  - ・朝の会、帰りの会、授業中などの観察
  - ・出席をとるときの声、表情
  - ・健康観察、保健室等での様子
  - ・保健日誌への記載や管理職への情報提供

(4) なかよしアンケートの実施と教育相談の実施

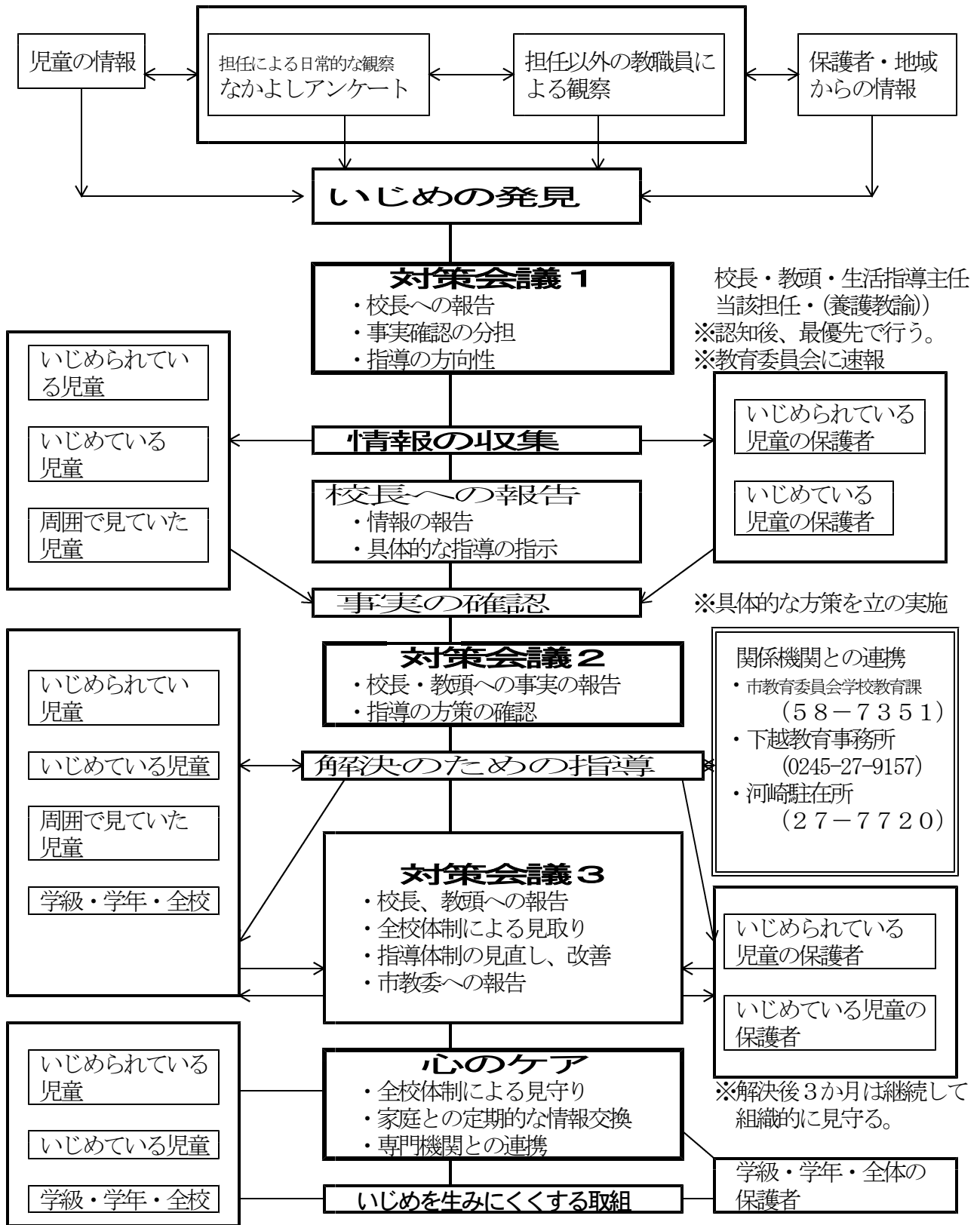
- ・各学期1回実施（6月、11月、2月）
- ・アンケート調査をもとにした全児童との教育相談の実施

(5) 保護者との連携

- ・いじめの兆候をいち早く把握するための支援
- ・いじめに係る相談窓口の周知
- ・学級懇談会、地域懇談会（7月）、学校運営協議会（4月、8月、1月）等における情報提供

## 6 「いじめ・重大事態」への組織的な対応

### (1) いじめへの即時対応



- ・自分達の問題は自分達で解決しようとする学級づくり
- ・思いやり、人権に関わる内容の道徳的な時間の充実
- ・相互理解・合意形成のある学級活動の計画的な実施
- ・観察(日常のふれあい、会話、些細な言動に注意)

- ・保護者との情報交換(電話、連絡帳等)
- ・定期的なアンケート(聞き取り)、教育相談
- ・「子どもを語る会」での教職員間の情報交換
- ・「いじめ防止プログラム」の活用

## (2) 「重大事態」とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## (3) 重大事態への対応

いじめ（疑いがあるような行為を含む）・重大事態が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、次のとおり対応する。以下、危機管理マニュアル＜指導にかかわる問題等Ⅲ-1（p10）＞より引用。

- 1 **「いじめ・重大事態」の情報が入ってきた場合、事態を重く受け止め、隠さず校長に報告する**  
ネット上のいじめについては、学校ネットパトロール等の協力を得ると共に、ネット上の不適切な書き込みが発生した場合は直ちに削除する。必要に応じて法務局や警察等、関係機関と連携を図る。
- 2 **校長（教頭）は、いじめ・重大事態の事実の概要を把握**  
※管理職不在の場合は①教務主任②生活指導主任
  - (1) いじめられている児童とその保護者から
  - (2) いじめている児童とその保護者から
  - (3) 周りの児童から
  - (4) その他の保護者及び地域から
  - (5) 担任及び他の職員から
- 3 **第一次対策会議（いじめ対策委員会）**
  - (1) 基本的な対応方針（役割と組織の建立・指導方針の決定）
    - ① 『いじめは他の人権を侵す非人間的な行為である』という、基本認識に立って、校長を中心に全職員が共通理解のもと、一致協力して解決に当たる。
    - ② 問題を軽視することなく、誠意をもって当たる。
    - ③ 地域・保護者との連携を図る。
- 4 **事実関係の確認**  
（学級担任、生活指導主任、養護教諭、教頭等が複数で）
  - (1) 児童に対して
    - ① だれが、いつ、どこで、だれと、なぜ、どのように、いじめたかを確認し、記録（5WIH）
    - ② 役割分担を確認し、関係する児童一人一人から個別に事情を聴く。
    - ③ 具体的な事実確認に基づき、「いじめ」の構図を把握する。
    - ④ 確認した内容について検討し、矛盾点があれば更に詳しく聴く。
    - ⑤ 場合によっては、他の児童に気付かれないように配慮する。
  - (2) 保護者に対して
    - ① 本人と保護者の了解を得て早期に家庭訪問し、誠意ある対応をする。
    - ② 話を聴くときは、複数で聞く（事実を正確に把握するため）。
    - ③ だれが、いつ、どこで、だれと、なぜ、どのように、いじめたかを確認し、記録する。
    - ④ 本人の様子の変化、被害の程度など保護者が把握していた事実を確認する。  
（いじめられている児童の親）
    - ⑤ 生育歴、家庭の状況など「いじめ」に至るまでの背景を探る（いじめている児童の親）。
    - ⑥ 電話で聞いた場合は、即断は避け、究明を約束する。
    - ⑦ 情報提供者の氏名、連絡先などを確認する。
- 5 **全職員に事実関係を知らせ、学校としての意思統一を図る。**
- 6 **外部への対応（重大事態を含む）※いじめの疑いがある行為も同様とする。**
  - (1) 市教委に第1報を入れ、指示を仰ぎ、必要に応じて当該事態に対処する特別組織を設置する。特別組織（いじめ対策委員会（校内外））を中心として、事実関係確認のための調査を行う。
  - (2) 必要によって下越教育事務所、警察、子ども若者支援センター等の関係諸機関に相談し、指導・助言を受ける。
  - (3) マスコミや外部へは窓口を一本化し、「対応の原則」により校長が対応する。
    - ① 全職員は慎重に行動。（各自の判断で外部に話さない！）
    - ② 取材等の対応は・言葉づかいを慎重に、撮影等には管理職が立ち会い、必要最小限度にとどめる（児童は撮影させない）。

## 7 内部への対応

～全職員による対応・指導～《敏速に・かつ適切に・毅然とした態度で対応する》

- (1) いじめられている児童への対応
  - ① 「いじめ」は絶対に許されない姿勢で臨み、必ず守ることを伝える。
  - ② その児童が抱えている不安を取り除くよう努める。
  - ③ 「どんなことがあっても、先生はあなたの味方なんだ」という姿勢で対応する。
  - ④ いじめられている児童の辛さや心の痛みの共感的理解に努める。
    - ア 欠点の指摘や、攻めたりする言動は慎む。
    - イ 「事実を話すことは、恥ずかしいことではない」ことを分からせる。
  - ⑤ 対応策については、本人の了解を得る。
  - ⑥ 自信をもたせ、精神的なショックや失望感、不安から立ち直れるよう援助する。
  - ⑦ 継続した援助を続ける。
- (2) いじめている児童への対応
  - ① 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を貫く。
  - ② 欲求不満、情緒不安など「いじめ」行為の背景を見極め、話をじっくり聴き受容する（心の安定を図り、信頼関係を築く）。
  - ③ 活躍できる場を与え、自信をもたせ認めていく。
  - ④ 「いじめ」の行為を内省させ、謝罪するなどの責任をとらせる。
  - ⑤ 経過観察を行い、教育相談を定期的に行っていく。
- (3) 周りの児童への対応
  - ① 「いじめを傍観している者は、いじめている者とおなじである」という認識をもつよう指導する
  - ② 学級活動又は道徳の時間などで話し合いをもつ。
    - ア いじめられている児童の心の痛みを知る。
    - イ 卑劣な行為を恥じる。
    - ウ 善悪の判断力を身に付ける（いじめている児童を悪者扱いにしたり、傷つけたりしないよう十分配慮し、本人が立ち直れるよう配慮）。
    - エ「いじめ」を見つけたら、恐れず教師に知らせることが大切であることを常日頃から指導する。
    - オ 自らの強い意志で行動することの大切さに気付かせる。
- (4) いじめている児童の保護者への対応
  - ① 継続的な対話を行い、家庭と学校との連携を図る。
  - ② 必要に応じて専門機関を紹介する。
- (5) 保育園や中学校との連携を図る。

## 8 事態収束後の対応

- (1) いじめられている児童への対応
  - ① 謝罪をもって安易にいじめの解消とせず、少なくとも3ヶ月は定期的に聞き取り調査を行う。
  - ② なかよしアンケートを実施する。
  - ③ 「子どもを語る会」などで情報交換を行う。
- (2) いじめている児童への対応
  - ① 謝罪をもって安易にいじめの解消とせず、常時、行動を観察する。
  - ② なかよしアンケートを実施する。
  - ③ 「子どもを語る会」などで情報交換を行う。
- (3) 双方の保護者への対応
  - ① 家庭と学校との情報交換を密にし、連携を図る。その際、問題行動のみを指摘するのではなく、良い行動も伝えるように心がける。

## 7 いじめ防止のための校内及び校外組織

### (1) いじめ対策委員会（校内・校外）

#### ① 構成員

- 〈校内〉校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任（低・中・高学年部各1名）、特別支援コーディネーター、養護教諭、及び当該関係児童の学級担任
- 〈校外〉学校スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、学校運営委員（PTA正副会長、地域有識者、主任児童委員、ポプラ会会長）

※必要に応じて佐渡東警察・河崎駐在所

- ②役割…ア いじめの相談・通報の窓口となり、必要に応じて即時開催する。  
 イ いじめの疑いに関する情報があつた場合、組織的に対応するための中核となる。  
 ウ いじめの疑いに関する情報の収集、共有化を図る。  
 エ 基本方針に基づく年間計画の立案、実施進捗状況の確認、定期的検証、改善等、PDCAサイクルで見直しを行う。

(2) 佐渡市立河崎小学校いじめ防止年間活動計画

月	主な学校行事	職員	児童会・学級活動等	保護者・地域等
4	・入学式 ・1年生を迎える会 ・学習参観 ・PTA総会 ・交通安全教室・家庭確認	・いじめ防止基本方針の共通理解 ・子どもを語る会	・校外子ども会 ・委員会活動 ・1年生を迎える会 ・あいさつ隊 ・ポプラっ子タイム	・PTA総会 ・PTA歓送迎会 ・学級懇談会 ・「河小のきまり」配布
5	・フラワー作戦 ・学習参観(避難訓練引き渡し) ・運動会 ・遠足	・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・ペア学年による花の植付 ・運動会	・家庭訪問 ・PTA奉仕作業 ・運動会協力
6	・修学旅行 ・学習参観(給食試食会)	・「いじめ見逃しゼロ」強調月間 ・なかよしアンケート ・教育相談 ・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・ポプラっ子タイム ・児童集会	・評価アンケート ・学級懇談会 ・地域懇談会 ・学校運営委員会
7	・学習参観(救急法講習会) ・着衣泳 ・海浜清掃 ・個人懇談	・評価会議 ・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・校外子ども会 ・海浜清掃	・フラワー作戦協力 ・個人懇談
8	・七夕パレード ・市親善水泳大会 ・クリーン作戦	・人権教育、同和教育研修 ・カウンセラー研修会 ・職員研修(情報機器)	・校外子ども会 ・委員会活動 ・あいさつ隊	・PTA奉仕作業
9	・1日学習参観 ・全校登山 ・市親善陸上大会	・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・全校登山(縦割り班) ・ポプラっ子タイム	・全校登山協力 ・PTA親子製作活動
10	・マラソン大会 ・文化祭 ・学習発表会	・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・文化祭・学芸会	・マラソン大会協力 ・PTA作品展 ・秋季懇親会
11	・市音楽発表会 ・1日学習参観 ・もちつき大会 ・フラワー作戦 ・祖父母交流会	・「いじめ見逃しゼロ」強調月間 ・子どもを語る会 ・なかよしアンケート ・教育相談 ・道徳授業公開	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・ペア学年によるサクラソウ植付 ・ポプラっ子タイム	・もちつき大会運営 ・祖父母との交流会
12	・個人懇談(希望者)	・人権強調週間 ・評価会議 ・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・児童集会 ・校外子ども会	・評価アンケート ・個人懇談(希望者)
1	・書き初め大会 ・学習参観 ・クリーン作戦	・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・校外子ども会 ・ポプラっ子タイム(長縄)	
2	・1日学習参観 ・なわとび大会	・なかよしアンケート ・教育相談 ・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・ポプラっ子タイム	・なわとび大会参加
3	・鼓隊引継式 ・6年生を送る会 ・PTA総会 ・卒業式	・次年度の計画検討 ・子どもを語る会	・委員会活動 ・あいさつ隊 ・6年生を送る会 ・校外子ども会	・学級懇談会 ・PTA総会 ・学校運営委員会